

愛知県後期高齢者医療広域連合広告掲載基本要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、広域連合の新たな財源を確保することを目的として、広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる広域連合の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広域連合の広報印刷物

イ 広域連合のホームページ

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載は、広告媒体として活用する広域連合の資産の用途及び目的を妨げず、かつ、広域連合が実施する他の事務及び事業に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

2 広域連合の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(禁止広告)

第4条 広域連合の公共性、公益性及び品性を損なうおそれのある広告その他広域連合の資産に掲載する広告として適当でないと認められる広告は、これを掲載してはならない。

2 前項に関する基準は、別に定める。

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、愛知県後期高齢者医療広域連合広告審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 総務課長

(4) 管理課長

(5) 給付課長

(6) 出納室長

3 審査会の会長は事務局長とし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、会長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、説明又はその意見を聴くことができる。

(審査及び決定)

第7条 審査会は、広告掲載に当たり、あらかじめ広告の規格、枠数、広告募集方法、広告掲載料又は広告掲載料に係る予定価格及び選定方法等を決定し、掲載申込みをしようとする者（以下「広告主」という。）から掲載申込みがあった場合は、広告掲載の内容等を審査し掲載の可否を決定する。

- 2 前項の審査において内容の訂正又は削除等（この項において「訂正等」という。）が必要な場合は、広告主に訂正等を求めるものとする。この場合において、広告主は正当な理由がない限り、求めに応じなければならない。
- 3 広告主が前項の求めに応じないときは、広告掲載の申込みを却下することができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(広告代理店への業務委託)

第9条 広域連合は、広告の募集等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。